

Women's Plaza News

No. 17

特集 ● みんなでつくろう! 「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」

平成19年8月 /
浦安女性プラザ

市民一人ひとりが、性別にとらわれることなく、いきいきと自分らしく暮らしていけるまちづくりを浦安で進めていくためには、どのようなことが必要でしょうか。男女共同参画社会づくりについて「改定うらやす男女共同参画プラン」をもとに考えてみましょう。



参画プランの基本理念と3つの考え方

浦安市では、21世紀にふさわしい男女共同参画社会を、すべての市民が共にかがやいて生きる社会であると考え、それを実現していくために「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」を基本理念として掲げています。この基本理念は3つの考え方にもとづいています。

すべての市民が
ともにかがやいて
生きる社会を
築くには…

①男女の人権尊重・擁護

男女がともに一人の人間として、互いの人権を尊重しあうことが大切です。そのために、男女の人権にかかわる意識を高め、あらゆる分野における性別による差別の解消や暴力の根絶に向け、男女の人権尊重・擁護に努めます。

②ジェンダー(社会的性別)における平等 (注1)

男女がともに一人の人間として、自らの意思で、経済的・生活的・精神的に自立することが大切です。そのために、家庭・地域・職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現をめざし、ジェンダー(社会的性別)における平等に努めます。

③女性のエンパワーメント (注2)

男女がともに一人の人間として、個性や能力を発揮できることが大切です。そのために、女性が自らの意識や能力を高め、自らの意志により、政策・方針など意思決定の場に参画できるよう、女性のエンパワーメントに努めます。

男女の人権
尊重・擁護ジェンダー
における
平等女性の
エンパ
ワメント

(注1)ジェンダー(社会的性別)

人間には、生まれつき持っている生物学的性別(セックス)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくりあげられた「女性像」「男性像」があります。このような女性・男性の別を「ジェンダー(社会的性別)」といいます。ジェンダーは、それ自体に良い・悪いという価値を含むものではなく、国際的にも広く用いられている言葉です。

(注2)女性のエンパワーメント

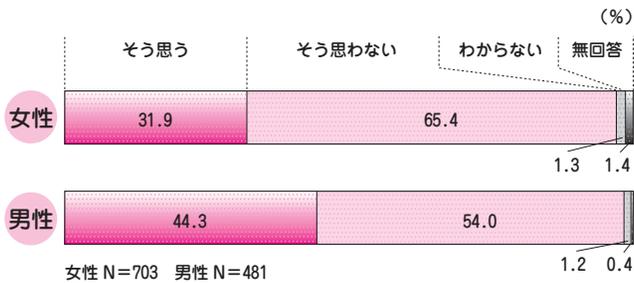
男女共同参画社会実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在になり、さまざまなレベルの意思決定過程へ参画して力を発揮していくことを意味しています。第4回世界女性会議の中で、この言葉が取り上げられました。

今の浦安、これからの浦安

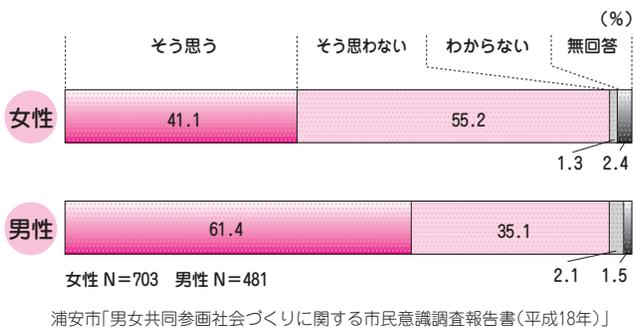
浦安市では、様々な取組を進めています。その一部を紹介します。

1. 性別役割分業の解消に向け男女共同参画の意識づくり

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」(男女別)



「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児・介護もきちんとすべきである」(男女別)



●性別役割分業と新性別役割分業

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分業には女性の31.9%、男性の44.3%が賛成しており、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護もきちんとすべきである」という新性別役割分業については、女性の41.1%、男性の61.4%が賛成しています。この背景には、「家事・育児・介護は女性の役割」といった性別に固定的な考え方が根深くあるといえます。

●その解消のために

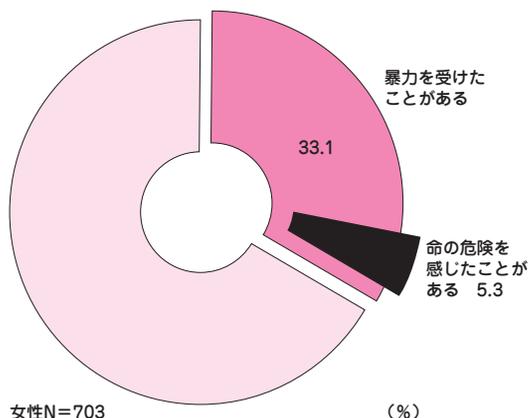
性別で役割を固定的に考えることは、誰もが持つ個性や能力を活かし、いきいきと生きる機会を阻むこととなります。女性でなければ、或いは男性でなければできないという領域をなくしていくことが、男女平等を実現することにつながります。家事・育児・介護・就労の場や社会活動に対して、「女だから、男だから」という思い込みにとらわれることなく参画していけるよう、男女平等意識を育てる学習の支援を進めていきます。

●例えば……

- ・女性の生き方について考える講座「エンパワーメント女性学」「ウーマンズカレッジ」の開催
- ・男女共同参画に関わる身近な問題を取り上げた講座の開催 など

2. 男女が互いに人権を尊重しあえる社会づくり

配偶者・パートナーから暴力を受けた経験の有無(女性)



浦安市「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査報告書(平成18年)」

●DV経験の有無

市民意識調査では、3割以上の女性が配偶者やパートナーから暴力を受けたことがあり、20人に1人が「命の危険を感じたことがある」という結果が出ています。

●その解消のために

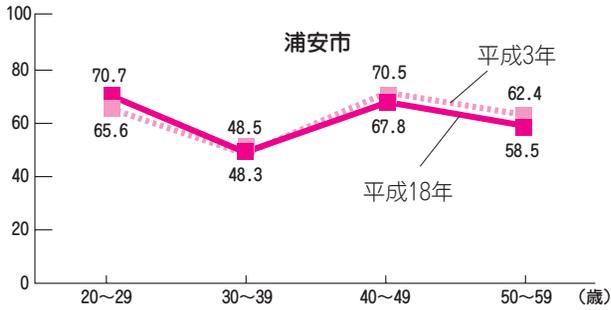
「女性に対する暴力」は人権侵害です。女性に対する暴力の根絶には、DVやセクシュアル・ハラスメントが暴力であるという認識を高める必要があります。DVに対する正しい理解を促すとともに相談事業の強化を図ります。

●例えば……

- ・「女性のための相談」「母子・婦人相談」の実施 など

3. 職業生活と家庭・地域生活の両立を支援する仕組みづくり

女性の就職率(年代別)



浦安市「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査報告書(平成3年、平成18年)」

●女性の有職率

市民意識調査では、女性の年代別有職率を見ると、一般に子育て期といわれる30代でほかの世代よりも少なく、M字型を描いています。

●その解消のために

女性の就業の継続を難しくしている要因として、家事や育児、介護が女性の役割として固定化していることがあげられます。女性に偏りがちな負担感を軽減し、男女がともに家族的責任を担い、調和のとれた家庭・地域生活と職業生活を送れる社会の実現を目指します。

●例えば……

- ・子育てハンドブックの作成やファミリーサポートセンター事業、エンゼルヘルプサービス事業の実施
- ・延長保育や病後児保育の実施 など

4. 男女がともに意思決定・制作立案過程に参画できる仕組みづくり

審議会等委員に占める女性の割合

	1994年	1997年	2000年	2003年	2005年
国	11.3	16.6	20.4	26.8	30.9
千葉県	10.6	17.2	18.7	24.9	26.3
浦安市	22.0	22.4	28.2	34.8	34.0

(浦安市資料)

●その解消のために

人口減少時代の到来が考えられる今、まちづくり、社会づくりを進める上で市民一人ひとりの能力が存分に発揮されることが求められています。そのためには、女性の視点を取り入れるとともにそのニーズに対応するなど、女性の能力を活かしていくことが必要です。女性の登用を積極的に進め、女性の政策・方針決定過程への参画を進めていきます。

●審議会等委員に占める女性の割合

浦安市では、審議会等委員に占める女性の割合は34% (平成18年度) となっており、国や県と比べて高くなっています。男女のバランスを考えると、女性の意思決定への更なる参画が求められます。

●例えば……

- ・ポジティブ・アクション(注3)の導入に向けて、企業への情報提供や講座の開催
- ・審議会等における男女構成比を見直し、女性委員の登用を進める など

(注3)ポジティブ・アクション(女性の能力発揮促進のための積極的な取組) 固定的な男女の役割分担意識や過去の経験から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消するために企業が行なう自主的、積極的な取組。男女雇用機会均等法第14条では、女性の能力発揮の促進について、企業が積極的かつ自主的に取組むこと(ポジティブ・アクション)ができるように国が援助できることが規定されています。

<知りたい! 男女共同参画>【浦子さんのつづき…】『性別役割分業と新性別役割分業』編

安夫(34才)会社員、浦子(34才)契約社員、
長女(5才)保育園、長男(2才)保育園

午後7時半すぎ、浦子さんは仕事を終えこどもたちを保育園に迎えに行き、買物を済ませて帰宅、あわてて夕食の準備に取りかかる。すでに安夫さんは帰宅。

浦子「ごめん、今日は残業でちょっと遅くなっちゃった。急いで夕食の支度するわね。」

安夫「おーい、缶ビール冷えてなかったよ」

浦子「えっ、もう一人でお風呂入っちゃったの?!」

(缶ビールが冷えてないって?! こどもをお風呂に入れてほしかったのに…。一人だけ先に入っちゃって…ビール片手にナイター観戦?! 私は、仕事が終わって保育園のお迎え、夕飯の準備、後片付け、洗濯、明日の登園の準備等々。なんで私だけがこんなにも忙しい思いをしなくちゃならないの?)

安夫「仕事もいいけど、家のこともちゃんとしろよ」

浦子「えー、なんで私だけ?!」

(働いているのは夫も私も同じこと。こどもだって「二人の子」じゃない!なのに…。私は、働いている上に、「妻」だから、「母」だから、こどもの世話も家の中のこともすべて引き受けなくちゃならないの?)



「男は仕事、女は家事・育児・介護」というように、性別で役割を固定的に考えることを「性別役割分業」と言います。男性が働いて家計を支え、女性は家事・育児を担うというライフスタイルはこの考え方にもとづくものです。近年女性の社会進出が進み、働く女性が増えるに伴い、性別役割分業に否定的な人が男女ともに増えてきました。一方で、「女性は、仕事をするのはよいが、家事・育児・介護もきちんとすべき」という「新性別役割分業」の考え方も多く見られるようになってきました。家事・子育て・介護は女性の役割とする考え方や慣習が、女性の仕事と家庭の両立を難しくしています。また、最近では、長時間労働といった男性の仕事中心のライフスタイルが、男性の家事・育児参加を難しくしている要因になっているとも言われています。

*Book Guide — ブックガイド —

【 新着図書紹介 】

- ★「ジェンダー入門 知らないと恥ずかしい」
加藤秀一著 朝日新聞社
- ★「あなたの知らない妻がいる
熟年離婚にあわないために」
狭間恵三子著 講談社+α新書
- ★「恋人とつくる明日育て合う安心と信頼のための9章」
村瀬幸浩著 十月舎
- ★「DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す
—お母さんと支援者のためのガイド」
ランディ・バンクロフト著 明石書店

- ★「児童虐待 現場からの提言」
川崎二三彦著 岩波新書
- ★「高齢者虐待を防ぐ地域のネットワーク
横須賀市高齢者虐待防止事業から」
角田幸代編著 ぎょうせい
- ★「働く女の転職予報」
小島貴子著 幻冬舎
- ★「ハッピーキャリアのつくりかた」
金澤悦子著 ダイアモンド社



女性プラザでは、生き方や健康、働き方、子育てなど、女性に関心の高いテーマを取り上げた本を揃えています。貸出もしていますので、是非ご利用下さい。なお、女性プラザの蔵書は、ホームページの「女性プラザライブラリー・蔵書一覧」でご覧になれます。

*Plaza Information — プラザインフォメーション —

■毎年6月23日～6月29日は男女共同参画週間

男女共同参画基本法の目的と基本理念について国民の理解を深めるために、国では毎年6月23日～6月29日を「男女共同参画週間」としています。それにあわせ毎年標語を募集しており、今年度は「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」となりました。



再就職や起業など、再チャレンジをめざす女性を支援するポータルサイト(<http://www.gender.go.jp/re-challenge/>)を、3月30日より開設しています。再就職、在宅就業、起業など目的にあわせたガイダンス、WEBセミナー、支援機関などについての情報のほか、すでに再チャレンジした人の事例も紹介されています。

その他、内閣府では、各種支援機関に関する情報や、全国各地で活躍している女性・団体を紹介する「チャレンジ・サイト」(<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>)も開設しています(平成16年4月より)。あなたの再チャレンジに、是非活用してみては。

■女性の再チャレンジを支援するポータルサイト「女性いきいき応援ナビ」開設

内閣府男女共同参画局では、子育てや介護後の

***** 浦安市女性プラザ *****

- 困っていること、悩みごとがあったら・・・
「女性のための相談」(予約制)
第1～4月・火・木曜日(10:00～16:00)
(但し、うち3回は14:00～20:00)
「女性のための法律相談」(予約制)月2回
* 詳細・予約は女性プラザまでお問い合わせ下さい。
- 図書の貸出をしています。
* 1人1回3冊まで、2週間貸出しています。

- ★ホームページを開設しています。
浦安市のホームページ(<http://www.city.urayasu.chiba.jp>)
「市政情報 男女共同参画」をご覧ください。
- 開館：月～金 8:30～17:00(土日祝休み)
住所：浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2F
電話：047-351-1111(内線1050)
FAX：047-353-1145
Mail：urayasu-womensp@jcom.home.ne.jp
編集・発行：浦安市女性プラザ